

議案第 13 号

市川市障害者福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に
ついて

市川市障害者福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

平成 23 年 9 月 2 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市障害者福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例

市川市障害者福祉施設の設置及び管理に関する条例（平成 20 年条例第 36
号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「障害者に」を「障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）、
障害児の保護者及び障害者等の介護を行う者に」に、「を提供することにより障
害者」を「の提供その他法に基づく事業を実施することにより障害者等」に改
める。

第 2 条の表市川市松香園の項中「40 人」を「50 人」に改める。

第 3 条第 1 号を次のように改める。

- (1) 市川市松香園 法第 5 条第 7 項に規定する生活介護（以下「生活介護」
という。）、同条第 17 項に規定する特定相談支援事業（以下「特定相談支
援事業」という。）及び日中一時支援（障害者等の日中における活動の場
を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護してい
る家族の一時的な休息の確保を図る事業をいう。以下同じ。）を行うこと。

第3条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 市川市梨香園及び市川市明松園 生活介護を行うこと。

第4条第1項を次のように改める。

市川市松香園を使用することができる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 生活介護 生活介護に係る法第19条第1項に規定する支給決定（以下「支給決定」という。）を受けた障害者

(2) 特定相談支援事業 次に掲げる事業の区分に応じ、それぞれに定める者
ア 基本相談支援（法第5条第18項に規定する基本相談支援をいう。以下同じ。） 障害者等、障害児の保護者及び障害者等の介護を行う者

イ 計画相談支援（法第5条第17項に規定する計画相談支援をいう。以下同じ。） 法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等

(3) 日中一時支援 日中において介護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要と市長が認めた障害者等

第4条中第5項を第6項とし、第2項から第4項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

2 市川市梨香園又は市川市明松園を使用することができる者は、生活介護に係る支給決定を受けた障害者とする。

第5条第1項中「する者」の次に「（基本相談支援を受けるため市川市松香園を使用しようとする者を除く。）」を加える。

第6条第1項中「以下「使用者」という」を「計画相談支援を受けるため市川市松香園を使用する者を除く」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項各号列記以外の部分中「障害福祉サービス」を「事業」に改め、同項に次の1号を加え、同項を同条第3項とする。

(4) 日中一時支援 指定障害福祉サービス基準第120条第1項の規定により支払を受けることとなる額を勘案して、日中一時支援に要する費用とし

て市長が定める額

第6条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定は、障害者福祉施設の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせる場合において、この条例で定めるところにより当該指定管理者が障害者福祉施設の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を徴収するときは、適用しない。

第7条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、市川市松香園において日中一時支援を行うときは、市川市松香園の開所時間を午後8時まで延長することができる。

第9条中「使用者」を「第5条第1項の許可を受け、障害者福祉施設を使用する者」に改める。

第10条第1号中「使用者」を「第5条第1項の許可を受け、障害者福祉施設を使用する者及び基本相談支援を受けるため市川市松香園を使用する者（以下この条において「使用者」という。）」に改める。

第12条を次のように改める。

（指定管理者による管理）

第12条 市長は、市川市松香園及び市川市南八幡ワークスの管理を指定管理者に行わせるものとする。

- 2 市川市松香園の指定管理者の指定の基準は、市川市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年条例第2号。以下この条において「手續条例」という。）第2条に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 生活介護に係る法第29条第1項の指定を受けて、その指定に係る生活介護を行っていること。

- (2) 在宅の重症心身障害者又は重症心身障害児に対し、通園の方法により日常生活動作、運動機能等に係る訓練、指導等を行う都道府県又は地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市若しくは同法第252条の22第1項に規定する中核市の事業を受託した実績があること。

- (3) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人であること。
- 3 市川市南八幡ワークスの指定管理者の指定の基準は、手続条例第2条に定めるもののほか、次のとおりとする。
 - (1) 就労移行支援又は障害者自立支援法施行規則第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型若しくは就労継続支援に係る法第29条第1項の指定を受けて、その指定に係る障害福祉サービスを行っていること。
 - (2) 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であること。
 - 4 市川市松香園の指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。
 - (1) 生活介護、特定相談支援事業及び日中一時支援を行うこと。
 - (2) 使用の許可を行うこと。
 - (3) 利用料金を収受すること。
 - (4) 使用を停止し、使用の許可を取り消し、及び退所を命ずること。
 - (5) 施設等の維持管理（軽微なものに限る。）を行うこと。
 - (6) その他前各号に掲げる業務を行うに当たり必要な行為をすること。
 - 5 市川市南八幡ワークスの指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。
 - (1) 就労移行支援及び就労継続支援を行うこと。
 - (2) 使用を停止し、及び退所を命ずること。
 - (3) 施設等の維持管理（軽微なものに限る。）を行うこと。
 - (4) その他前3号に掲げる業務を行うに当たり必要な行為をすること。
 - 6 指定管理者が行う市川市松香園の管理の基準は、手続条例に定めるもののほか、第4条第1項及び第6項、第5条、第7条、第8条、第10条並びに次条に定めるところによる。この場合において、これらの規定の適用については、第5条中「障害者福祉施設」とあるのは「市川市松香園」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第7条第1項中「障害者福祉施設」とあるの

は「市川市松香園」と、「市長が必要と認める」とあるのは「指定管理者が市長の承認を得た」と、同条第2項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第8条中「障害者福祉施設」とあるのは「市川市松香園」と、「市長が必要と認める」とあるのは「指定管理者が市長の承認を得た」と、第10条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「障害者福祉施設」とあるのは「市川市松香園」とする。

- 7 指定管理者が行う市川市南八幡ワークスの管理の基準は、手続条例に定めるもののほか、第7条第1項、第8条及び第10条に定めるところによる。この場合において、これらの規定の適用については、第7条第1項及び第8条中「障害者福祉施設」とあるのは「市川市南八幡ワークス」と、「市長が必要と認める」とあるのは「指定管理者が市長の承認を得た」と、第10条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「障害者福祉施設の使用を停止し、使用の許可を取り消し」とあるのは「市川市南八幡ワークスの使用を停止し」と、同条第1号中「障害者福祉施設を使用する者及び基本相談支援を受けるため市川市松香園」とあるのは「市川市南八幡ワークス」と、同条第5号中「障害者福祉施設」とあるのは「市川市南八幡ワークス」とする。

第13条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

(利用料金)

第13条 第5条第1項の許可を受け、市川市松香園を使用する者は、指定管理者に対し、利用料金を納めなければならない。

2 利用料金の額は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額に相当する額とする。

(1) 生活介護 第6条第3項第1号に規定する額

(2) 日中一時支援 第6条第3項第4号に規定する額

3 指定管理者は、必要と認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

4 市長は、指定管理者に対し、利用料金を指定管理者の収入として收受させるものとする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は平成24年4月1日から、第12条の改正規定（同条第2項に係る部分に限る。）は公布の日から施行する。

理 由

松香園を使用する者の福祉の向上を図るため、同園の管理を指定管理者に行わせることとするとともに、同園で行う事業に特定相談支援事業及び日中一時支援を加えるほか、その定員を増員する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。